

議案第 23 号

栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栗山町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

本則を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、栗山町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和44年条例第14号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第4号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則第9項及び第13項中「平成28年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長の職務に専念する義務の免除については、この条例による改正後の栗山町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は、適用しない。

栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>栗山町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例</p>
<p><u>(この条例の目的)</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p>
<p>第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、栗山町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間等を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、栗山町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(教育長の給料)</u></p>	<p><u>(勤務時間、休暇等)</u></p>
<p>第2条 教育長の給料は、月額645,000円とする。</p>	<p>第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和44年条例第14号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。</p>
<p><u>(期末手当及び寒冷地手当)</u></p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合においては100分</p>	<p><u>(職務に専念する義務の免除)</u></p> <p>第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例</p>

改正前	改正後
<p><u>の187.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</u></p> <p><u>(旅費)</u></p>	<p><u>第4号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>第4条 教育長の旅費額は、職員等の旅費支給に関する条例（昭和26年条例第15号）の規定による。</u></p> <p><u>(勤務時間等)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職の職員の例による。</u></p>	<p>_____</p>
<p>附 則</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>9 教育長の期末手当は、平成19年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に限り、第3条の規定の適用については、「給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。</p> <p>(給料月額の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>9 教育長の期末手当は、平成19年4月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間に限り、第3条の規定の適用については、「給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。</p> <p>(給料月額の特例)</p>
<p>13 教育長の給料月額は、平成26年6月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となる給料月額は同条に定める額とする。</p>	<p>13 教育長の給料月額は、平成26年6月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となる給料月額は同条に定める額とする。</p>